



福岡医発第 1762 号 (地)

平成14年12月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原 敬次



広告が可能な医師の専門性に関する資格名等について

本年4月1日より実施された医療に関する広告規制の緩和につきましては福岡医発第133号(H14.4.15付)および福岡医発第854号(H14.8.2付)、福岡医発第1300号(H14.10.18付)にてご案内いたしておりましたが、この度、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、新たに、日本耳鼻咽喉科学会及び日本泌尿器科学会から専門医資格の届出が厚生労働省に受理されたことに伴い、医療機関に常時診療に従事する医師で別添厚生労働省通知に掲げる専門医資格を有する場合、当該医療機関では、その医師の専門医資格を広告することができるものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

なお、先般届出が受理された日本眼科学会による「日本眼科学会専門医」は「眼科専門医」へ変更の届出が受理されております。